

平成28年度岐阜県登山届出促進検討会議

発 言 要 旨

○日 時：平成28年6月3日（金）13：30～15：30

○会 場：飛騨・世界生活文化センター 特別会議室

○発言概要

（事務局）

只今から「平成28年度岐阜県登山届出促進検討会議」を開催する。

会議終了後、簡単な議事要旨を作成するため、後日、出席者全員への確認の協力をお願いしたい。

はじめに危機管理部長からご挨拶申し上げます。

（危機管理部長）

みなさん、こんにちは。本日はご多用の中ご出席いただきお礼申し上げます。この3月まで県の観光国際局長として、山岳観光ということで、観光振興に取り組んでいたが、今度は山岳遭難という危機管理の部分で、また違った角度から関わらせていただくのでよろしくお願ひしたい。ご承知のように北アルプス地区を対象として義務化を図ってから1年半が経過した。この間の皆さまのご支援、ご協力に対して改めて感謝申し上げます。平成26年12月に山岳遭難防止条例を施行したところ。平成27年の北アルプス地区の登山届の提出者数は前年に比べて2割増加し、一方、この間の遭難者数は逆に2割減少した。不幸にもお亡くなりになられた方は15人から7人に半減した。しかしながら、遭難事故は、気象条件、現場での状況判断等さまざまな要因によって発生するというので、この条例との因果関係は、もう少し長いスパンで見ていく必要がある。これまで新聞、あるいは山岳専門雑誌などで積極的にPRを行ってきたこと、何よりも山岳関係の皆様方が地道な普及啓発に取り組んでいただいた結果が功を奏してきていると感じている。

改めて登山届の提出の義務化についておさらいをさせていただく。近年の登山ブームに伴い、県内で遭難事故が増加しており、25年には遭難件数、遭難者数が過去最悪を記録した。これを受け、県では、県北アルプス山岳遭難対策協議会を始め、地元の山岳関係の皆様と検討を重ね、北アルプスの中でも特に遭難の危険性の高いエリアに限定し、登山届の提出を義務付ける条例を26年12月から施行した。その目的は大きく2つ。一つは登山者自ら事前準備を徹底することにより事故防止を図ること。もう一つは罰則の範囲をシーズン毎に区分けしてより危険な範囲を明確に示すことにより危険だということをよく知っていただくということ。このエリアの設定についても地元の遭難協の皆様にご相談させていただき、設定させていただいた。昨年27年4月には御嶽山、焼岳を条例の対象に追加した。これは登山者自らが活火山であることを十分に認識していただくということ、万一の有事の際には迅速な安否確認、捜索救助に資するということが目的。それぞれの義務化のエリアについては、噴火警戒レベル3の入山規制に準じ、罰則のエリアについ

てはレベル2の火口周辺規制に準じ、定めている。具体的には、御嶽山については義務化は火口域から4キロ、罰則は1キロ、焼岳については義務化は2キロ、罰則が1キロとして定めたところ。

また、登山届の義務化と並行して、先の御嶽山の噴火を踏まえ、火山防災対策に集中的に取り組んでいるところ。市町村が実施する火山防災対策を支援する補助金を創設し、シェルター等の安全施設の整備、あるいは啓発用看板の設置等に対して財政的な支援を行っている。また、地域住民のみならず、小中学校の児童生徒向けの火山防災研修の開催、登山者が携帯できる防災マップの作成、配布等、安全に向けた取組みを条例と両輪で進めている。

一方、近県の状況は、長野県でも今年7月から登山届の義務化がスタートする。遭難の発生のおそれがあると認められる山岳にある100を超える登山道を指定し、登山届の提出を義務付けるもの。本県と県境を接している山岳では、乗鞍岳、焼岳といった北アルプス、御嶽山のほか、恵那山が指定されていると伺っている。また、罰則規定は設けられていないということで、本県と仕組みは違うが、事前準備によって遭難防止を図るための登山届は必ず提出をしていただくということで、同じ方向性として、引き続き連携して取り組んでいきたい。

また、新潟県では先般5月上旬に18年ぶりに新潟焼山が噴火した。山頂から2キロのエリアを対象に登山届の提出を義務付ける条例が、昨年6月から施行されている。

そして現在、本県では新たに白山の登山届の提出義務化について準備を進めているところ。昨年9月に白山の噴火警戒レベルの運用が開始されたということで、これを受け、これまでに適用してきた御嶽山や焼岳の考え方を踏襲しながら、今年1月に開催した検討会議で皆様にご意見を参考に検討を進めてきた。隣の石川県とも丁寧な調整を行ってきたところであり、その過程で、登山届の提出の必要性を両県共通の認識として確認した。また、本県としては御嶽山の噴火災害を踏まえた改正活火山法の趣旨、人命尊重といった観点から、登山届の提出義務化が必要だと判断をし、現在、6月議会に上程すべく準備を進めている。本県の事情、考え方について石川県には理解をいただいている。登山届の提出促進については、岐阜、石川両県で連携して取り組むということで合意しており、先日5月24日には、石川県と本県の関係機関で構成している白山二県合同山岳遭難防止対策連絡会議の場で、両県合同のキャンペーン、あるいは啓発活動に取り組み、そうしたことによって登山届の提出促進に向けて一緒に取り組んでいこうということで、具体的な確認をし合ったところ。白山での安全登山、登山届の提出促進について両県で引き続き連携して取り組んでいきたいと考えている。また、今年から国民の休日として8月11日が山の日として定められるということで、これを機に、全国的に山への関心が非常に高まるということが予想される。本日のお集まり方を始めとする関係者の方々とさらに連携を深めながら、山岳遭難防止対策、火山防災対策に積極的に取り組んでいきたい。

本日は皆さまから、登山届の提出促進に向けたさらなる取組み、あるいは白山の提出義務化等について、それぞれのお立場からご意見、ご助言をいただきたい。どうか忌憚のな

いご意見をお聞かせいただくようお願いしたい。

(事務局)

本日の出席の委員についてはお手元の名簿でのご紹介に代えさせていただく。今回から新たに高山市の荘川支所長様にご参加いただいているので、よろしくようお願いしたい。さて、県では登山届の提出、あるいは安全登山の推進等山岳遭難防止対策に加え、御嶽山の噴火を踏まえた火山防災対策も一体的に取り組んでいるところ。登山者だけではなく火山の周辺住民、観光で訪れる方々を含め、安全安心のための取組みを進めている。本日の会議では、改めて、こうした取組みについても併せてご説明をさせていただき、皆さまから、幅広い観点からご意見をいただきたい。

今回の会議は公開で開催させていただくのでご了解をいただきたい。最後に、この会議の座長は昨年度の検討会議と同様、木下委員にお願いしたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

皆さま、ご苦労様でございます。指名であるので僭越ながら本日の座長を務めさせていただきます。皆さまにご協力いただきながら、進行をさせていただきたいと思う。議事に入る前に、今までの経緯、1月7日に皆さまにお集まりいただいた後以降の確認をさせていただく。1月7日の会議では主に白山の義務化についてご意見をいただいた。それ以降、石川県の関係部署と調整をされ、毎回のことながら、皆さまの意見を広くお聞きするという事でパブリックコメントを実施され、これが5月26日に終了している。このような流れがあり、本日の会議に至ったということ。

それでは、事務局から会議事項(1)登山届の促進等に向けた取組み、(2)火山防災対策の取組み、この2点についてご説明をお願いしたい。

(事務局)

<配布資料に基づき説明>

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

ただいま、安全登山、登山届提出の取組み、火山防災対策の取組みの2点について説明いただいた。

安全登山について冒頭にお礼申し上げるのを失念しておりました。我々登山者に対し、日頃、いろいろな対策でご尽力、ご配慮賜り、この場を借りてお礼申し上げます。

(1)の安全登山について、非常に細かい対策を講じておられ、資料にあるように考える範囲のものは、ほとんど網羅されたのではないかと思う。(1)(2)について皆さまのご意見を頂戴したい。

(滋野委員・(一社)奥飛騨温泉郷観光協会副理事長)

資料2にガイドブックに韓国語版とあるが、英語版はあるか。

(事務局)

英語版はない。登山口の周知看板については、日本語、英語、韓国語ということで作成している。ガイドブックについて、韓国語版は昨年度中に作成し、今年度、県の観光部門の韓国へPRするルートがあるため、このルートに乗せ、登山口で配るというより、韓国国内に持って行って発信するというところで調整しているところ。特に8月上旬、北アルプスの山小屋の状況をお聞きすると、非常に多くの韓国の方がいらっしゃるということで、まず韓国から、県警にも内容を見ていただき、韓国人の方が必要な情報をセレクトし、作るということに取り組んだ。また、英語版についても検討させていただきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

英語版については順次作成していくということ。

非常に、最近、特に、韓国、中国の方が目立って増えてきた。昨年、上高地の岳沢に登っていると、一団が下りてきて、服装を見ると日本人と変わらないが、話すことばで気が付いたことがあった。これから外国人の遭難も増えてくるのではないかと思われる。皆、備えるのではないかなと思う。

条例施行後の状況について、地元の袖垣隊長いかがか。

(袖垣委員・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会副会長)

資料2にあるように、キャンペーンを実施している。朝5時半くらいから2時間程度、登山者に対し、安全指導等を行っている。先ほどから言われているように、当然のことながら、登山届も増えてきているのではないかと感じており、引続きこのまま増えてくるよう、啓蒙活動を行っていきたい。今は、土・日・祝日問わず、係員が指導センターにおり、登山指導や登山届の受理等を行っている。登山届に関しては、県からも指導センターに来ていただく等、かなり体制も充実している。

火山防災対策では、指導センターは最も焼岳に近いので、県からも山岳遭難対策協議会に補助金をいただき、万が一の際の救助のためにガスマスク、ガス探知機を備えるところ。今後も万が一に備えて準備をしていく。登山届等を含めて、今のところは順調に進んでいると思っていただければ。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

地元の様子を詳しくお話いただいた。一般の登山、並びに火山対策を含めて活動されているということ。観光面ではいかがか。

(滋野委員・(一社)奥飛騨温泉郷観光協会副会長)

御嶽山噴火のときはかなりの影響があったが、今のところは落ち着いたというように見受けられる。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

今までの会議で出ていたように、安全対策を万全にすれば、観光客の方に逆に安心して来ていただけるのではないかとということで、必ずやご理解いただけると思う。

登山道の維持をしておられる竹腰委員、施行後の様子について感じておられることはないか。

(竹腰委員・北アルプス飛騨側登山道等維持連絡協議会長)

施行後、登山届を出していただける方が増えたということで、非常に良い傾向だと思っている。袖垣委員から話があったように、県とタイアップして地元でキャンペーンを行ったり、実際に新穂高登山指導センターに詰めて啓発活動をしている中で、増えていると感じている。

今後のこととしては、県がいつまで今の方向性でいていただけるか、それが終わった途端に減るのではないかと懸念もある。ある程度経てば、予算的にも、そのような活動をいつまでも続けてはられないということで、それまでに、登山届を出してもらえような環境づくりをもっと進めていかなければいけないと思っている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

今後の取組みについて、ずっとやって行くわけにはいかないとなると、いかに定着させるかということが課題になるかと思う。

先般、日本山岳協会の総会があり、全国の都道府県の会長が集まり、岐阜県の取組みについて時間をいただき、グレーディングのこと、登山届のこと、いろいろ説明した。特に関東、関西の方、しっかりと安全登山のことを考えていただきたいと話をしてきた。竹腰委員のお話のように、PRの中で、いかに定着させていくか、それぞれの組織のなかで継承していけるような体制づくりというのが課題になる。

(村上委員・飛騨側山小屋友交会会長)

資料2に届出済証とあるが、捨てて行かれる方がかなり多くおられる。その対策として28年度からは下山の記入欄を追加したということで、捨てて行かれる方は少なくなると思うが、もう少し検討した方がいいのでは。その中で、オンラインの届出システムのPR等をしてはいかがかと思う。下山の届出として使えるなら良いのかなと思うが、ご自身で携帯していただいて、捨てることなく持ち帰っていただくことを期待している。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

下山日の記入ができるようになったということで少しは改善されていると思う。先般の会議だったか、旅館の割引にならないかとか、いろいろなアイデアがあったと思うのでさらに一考が必要ではないかと思われるので、事務局の方でご検討いただければと思う。

(青木 今井委員代理・下呂市観光課)

下呂市では、先般、御嶽山山岳遭難防止対策協議会の総会を行った。御嶽山の山岳救助隊については下呂市役所、小坂地域の地元の観光事業者、山小屋関係者で構成をしている。2014年の御嶽山噴火の際の救助活動の教訓により、特に消防署関係との連携が必要ということで、今年から消防署員についても山岳救助隊に加盟となり、通常のパトロールについても消防署員も同行する体制となった。7月の連休から10月の紅葉シーズンまで毎週土・日曜日にパトロールを実施する。8月中は濁河温泉にある登山口を中心として指導を行うとともに、登山道の途中で登山者に対し、登山届の啓発、指導を行うことにしている。6月下旬からは規制が一部解除され、御岳ロープウェイへの通り抜けが可能になる予定と聞いている。そうすると、その登山道からは剣ヶ峰への規制区域が目の前に見えることになり、この規制区域への立入りにどう対処するかということについて検討しているところ。

(熊崎 熊崎委員代理・飛騨小坂観光協会)

この週末に山開きがあり、五の池小屋は先月28日から営業を開始している。昨年はやはり風評被害や、入山規制の解除が7月1日からとなったということもあり、かなりお客様の数が落ち込んでいる。五の池小屋の市川さんに話を聞く限りでは、新規のお客様がガタッと減ったということを知っている。観光という部分、登山者の往来という意味では打撃が大きかった。登山届に関しては、現状の把握という意味で、登山口の方で提出して行っていただける方が多いということで、進めるべきだと思っている。一点、私も一登山者として気づいたこととして、先般行われた遭対協の総会でもあったが、登山届の様式が、長野県と通じるということも含めてだが、岐阜県側の情報、ルートしか明記されていない、長野県側に抜けるルートが現状の登山届の様式でカバーできておらず実際の動きに即していないということで検討が必要なのではないかと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

本来とは離れるが、御嶽山の今の話で、登山客や観光客の入りが減っているということ。山岳連盟としても、全国的に御嶽山の飛騨頂上に登ろうというキャンペーンを開始した。山岳協会の機関誌、あるいは他の手段で、御嶽山飛騨側の飛騨頂上、継子岳は非常に安全だし素晴らしいということを訴えており、下呂市さんと協調して取り組んでいきたいのでよろしくお願いたい。

(青木 今井委員代理・下呂市観光課)

非常に登山者が減っている。登山されても山頂にはあまり長く留まっていただけない。従来、御嶽山に登られる方は剣ヶ峰を目指して一泊することが多かった。御嶽山飛騨側は自然景観、植生に富んでおり、高山植物、ライチョウなど自然景観等を目的に滞在するだけでも非常に価値がある場所に位置している。山頂で一泊しようと、呼びかけをしていたらとありがたいと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

それでは、時間の関係もあり(3)の議題に入らせていただきたい。岐阜県山岳遭難防止条例の一部改正案について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

<配布資料に基づき説明>

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

条例の改正案、これに伴うパブリックコメントの説明をいただいた。具体的に地図も作成されており、2キロ、4キロの範囲が明示されている。4キロの範囲は、大白川ダムの登山口あたりが境界。石徹白の方から入ると、別山を越えたあたり。

(水野委員・白山山岳遭難対策協議会事務局)

地元の白川村として、条例に白山を追加されるということについては賛成の立場でお話をさせていただく。昨年9月に噴火警戒レベルの運用が開始されたが、現在、おかげさまで今年は雪も少なく、大白川への道路が先月27日に開通し、非常に賑わっている状況。園地にお客様が入った場合に、まだまだ白山が火山であるということが知れ渡っていない状況でもあるため、登山届が必要であるということは今後村としても周知していきたい。

先ほど県から説明があったように、補助金を活用して園地内の主要な部分に、白山が活火山であること、登山届が必要であるということ看板を設置し、周知、啓発していきたいと考えている。ホワイトロードから入る北縦走路についても設置を考えている。登山届が必要なのは登山口から上へ上がる場合であるということで、ロッジを利用するか、露天風呂に入る場合には必要がないということで考えがまとまったというのは、白川村としてもありがたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

白山については非常に易しい山であるという認識が広まっており、これは御嶽山と一緒にじゃないかと思うが、しかし突然あのようなことがある。白山も文献を見ると、江戸期に一度噴火しており、農地に甚大な被害が出たといった記述もある。これからの取組みとし

て、入山者には活火山であると認識を持って入っていただくということで、そのためには万が一の場合に備えて登山届を提出していただくということのPRを岐阜県さんも一緒に取り組んでいただく必要があるのかなと思う。

(山腰委員・白川郷観光協会長)

条例に関しては納得をしているが、ただ、先般、ユネスコ白山エコパークとしてエリアが広がり、特に石川県側だが、これを観光資源として活用しようとする考え方が強い。私どもとしては、白川村の中でも活火山である認識を広めていかなければと思うが、雰囲気としては石川県側は全くないなと感じている。というのは、この白山をどのように管理をし、活用していこうかということで協議会を作っているが、ここで話をするなかで、石川県から岐阜県へ行ってお金をとられるのか、という発言がある。ただ、少しずつ地道に、岐阜県が御嶽山で経験したことを石川県側にしっかりと伝えていって、そして、いざというときのマニュアルを作るということは大事だと思う。石川県に対する働きかけをどんどんしていくべきで、私どもとしても登山に関わる活動のなかで伝えていきたいと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

石川県側と若干の温度差があるということだが、岐阜県の防災課の方でも、先ほど部長さんからお話があったように、石川県と絶えず連絡をとって調整しておられるということ。長野県とも同じような状況だったが、長野県でもこの7月1日からは条例が施行されるということで、やはりこれにブレることなく、我々の立場を訴えていくと、地道に話をしていくということが肝要かなと思う。

(畑佐委員・郡上市観光課長)

白山はユネスコエコパークとして自然環境を保護していくべきものであったり、あるいは観光資源であったり、いろいろ側面がある。どのように関わっていくか、今日は勉強させていただいた。石徹白から登山口までは距離があるが、向かっていく先が白山で危険な要素があるということで、適切に対応していかなければと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

石徹白からのルートが非常に静かで良いということで人気が高まっているようで、そこから一気に白山までという方もおられる。現地にはしっかりとした登山届ボックスもある。今後もしっかりとしたPRが必要かなと思う。

(大野委員・朝日大学法学部教授)

本日の議題につき、全体的にコメントさせていただく。議題(1)(2)だが、安全安心な登山及び登山届の提出の推進に向けた取組みについては、可能な限り継続していくことが望ましいということは言うまでもない。しかし、竹腰委員から話があったように、いざ

れ限界が出てくるかもしれない。このような意味で、県として評価できる部分というのは、参考資料 2、3 にあったように、教育の必要性という部分かと思う。根気よく教育を続けることによって、幅広く周知を行っていく、そして安全安心な登山というものは如何なるものなのか、登山届は必ず出さなければいけないということを常態化していくことが、(1) (2) では重要になってくるのではと思う。

(3) だが、条例の一部改正ということで、おそらく懸念されているのは罰則規定の部分ではないかと思う。まずこの部分の認識についてだが、罰則規定というのは可能な限り適用しないことに越したことはないということ。罰則規定の適用ありきということで認識が広がっていくかもしれない。しかしながら、罰則規定の第一義的な目的は一般予防機能、つまり違反を抑止するために設けられているということが重要。この一般予防機能が働かない場合に特別予防機能、つまり罰則の適用ということが本来の手順。まず、罰則の存在は如何なるエリアが特に危険なのか、その当該エリアについては県として罰則をもって臨むのでしっかりと守ってほしいということということを登山者に伝えることが重要。

いずれにしても、罰則の適用における具体的な適用基準、あるいは過料の金額等については、これから順次条例の適用が開始されていくということで、今後、比例原則を念頭に置きながら慎重に検討していくことが必要。今後、罰則を適用するであろうケースはさまざまなレベルのものがあるかと思う。このような場合に如何にこれを適用していくのかは、慎重に検討をしていくことが重要であると思う。ただ、いずれにしても、パイオニアとしての岐阜県としては、ブレることなく、今後も他県の模範となるように、安全安心な山登りに対する対策を講じて行く、そしてこれを強調していくことが重要ではないかと感じている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

貴重なご意見をいただいた。今後ずっとこの対策が続くのかというご意見については、やはり教育で、登山者に教育していくことを常態化していく努力が必要であろうということ。罰則の適用については、しっかり理解をさせる必要があるのではないかとということ。

そして、他の県に左右されずに岐阜県として基本的なスタンスを維持していくこと、安全安心な地域であるということを訴えていく必要があるというご助言をいただいたが、全くそのとおりだと思う。

残りのアカンダナ山、乗鞍岳、特に乗鞍岳は観光客が多く対策が難しい山かと思うが、状況はどうか。

(事務局)

乗鞍岳火山防災協議会において、関係する国、県、市町村その他民間団体を含め、対策を講じていこうということで検討しているところ。そういったなかで乗鞍岳については、想定火口域が2つあるのではということで進めてきたが、うち一つの火口については正確性を期そうということで今年度再調査をし始めているところ。その調査を踏まえて、危険

なエリアを明示するハザードマップを作成し、これを基に火山防災計画を作成していくことになる。さらに、これらを踏まえ気象庁において噴火警戒レベルが導入されることになる。その後、ようやく本日の議論していただいているように、登山届の義務化について議論していくことになろうかと思う。したがって、もう少し時間を要することになろうかというところ。

アカンダナ山以外の県内4火山については常時観測火山だが、アカンダナ山はその対象外であるので、御嶽山の噴火を踏まえて、国に対し、しっかりと観測体制を整えて欲しいという要望を続けているところ。そして、できれば焼岳とセットで議論できないかと、焼岳火山防災協議会事務局の中で検討しているところ。

先ほどの話を捕捉させていただくが、石川県との関係については調整済みであり、先週の白山二県合同山岳遭難防止対策連絡会議のなかで、石川県側の関係者からは、岐阜県側で義務化された際には岐阜県側の登山届や条例周知チラシ等を置かせていただくので提供してほしい等のご意見もいただいている。また、石川県側の登山口においても、岐阜県と同じ規格で積雪等に耐えられるようなポストを昨年度設置されたと聞いている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

乗鞍岳とアカンダナ山についてはハザードマップの作成が進められているということ。

石川県とは、以前お聞きしていた時点ではかなり温度差があったが、我々のパイオニアとしての姿勢に対して刺激されて動いておられるという感じもある。

罰則についてはどうか。

(事務局)

罰則については、条例上、今年の12月1日までの間にスタートしていなければいけない。また、その条件として、登山者の状況や遭難状況等を考慮しながら判断していくことになっている。議題には無いが、せっかくなので、ご意見を頂戴できれば大変参考にさせていただけるかと思う。

少し捕捉させていただくが、ただ、例えばまだまだ周知が不足しているという状況、判断になれば、さらに周知期間を設けるということも道としてはある、ということでご意見を頂戴できればと思う。

(大野委員・朝日大学法学部教授)

現場の意見が非常に重要になってくるのではないかと思う。現場で非常に必要性が高いということであれば、条例で定めている時期からのスタートを検討しなければならない。ただ、事務局から説明があったように、なお周知期間が必要であるということであれば、ひとつの選択肢として検討期間の延長もあり得ないわけではない。

ただ、先ほど述べたように、罰則の積極的な適用に関する情報が先行しているため、そこは正していく必要があるかと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

罰則の適用については、今後、県の当局の方で検討していくということ。ご意見があれば防災課まで上げていただきたいと思います。

それでは、大野先生、全般に関して何かあればお願いしたい。

(大野委員・朝日大学法学部教授)

先ほど小中学生向けのテキストの話が出されていた。これは山のある地域においては非常に効果的でイメージもし易いかと思うが、これを如何に、また、さらに全国的に広げていくかということが課題になってくる。山がある地域の人だけが登山をするわけではないため、全国的に広げていく必要があるかと思う。この意味でも、如何に精力的に岐阜県が動いていくかということが課題になってくる。この点も含めて、将来的に見直していただくことを望んでいる。

いずれにしても、資料にあるように届出の件数は増えている、事故の件数は減っているという状況があるので、これを如何に伸ばしていくか、一過性のものではなく長期的に調べていく必要があるが、この数字をどのように伸ばしていくかによって、岐阜県での登山が安全で安心だということが広がっていくであろう。この点、引き続き議論して、皆様方の意見を参考に、さらに岐阜県が発展していければと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

いずれにしても、冒頭申し上げたように、我々登山者のためにご尽力いただいている。今後もしもご支援をいただきたい。

ご意見も無いようなので、ここで事務局にお返りする。ご協力感謝する。

(事務局)

貴重なご意見を多数いただき、感謝申し上げます。今後の山岳遭難防止対策、火山防災対策の参考とし、役立ててまいります。

本日議題となっていた白山の義務化については、6月の岐阜県議会の定例会で条例改正の手続きを行い、12月からの施行に向けて準備を進めていく。改正後は、本日いただいたご意見を参考にしながら、条例の適正な運用に努めていく。引き続き、皆様のお力添えをお願いしたい。

以上をもって終了する。ありがとうございました。

以上